

市長部局

令和5年

北秋田市監査委員公告 第2号

財政援助団体等監査の結果に対する改善措置状況について

令和4年度財政援助団体等監査について、北秋田市長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年3月28日

北秋田市監査委員 柴田 榮 則

北秋田市監査委員 山形 聡 伸

北秋田市監査委員 佐藤 文 信

財政援助団体等監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>(1) 補助金交付について</p> <p>補助金の交付については、令和3年度の定期監査報告書(令和4年3月14日付、北秋監030008)において、補助対象経費や交付要件、算定基準などの明示を求め、もって補助金交付事務の透明性や公平性の確保に努めるよう要請したが、今回の監査において、補助金の交付申請時に提出された事業計画に変更・一部未実施があったにもかかわらず、交付条件とされている市長の承認を受けることをせず、結果として補助対象経費以上の補助金(以下「補助金超過額」という。)が交付され、更に精算や補助金超過額の返還という手続等がなされないまま補助金が確定されたことで、補助金超過額が団体の剰余金の一部となり、翌年度へ繰越されているという事例があった。</p> <p>北秋田市補助金等交付要綱(平成17年告示第22号)第8条には「補助金等の交付の決定の取消し」が定められ、同要綱第14条には「補助金等の返還」が規定されているものの、今回の事例からはこれらを適用した返還や精算などという認識があったとは認められなかった。</p> <p>また、補助金等の繰越しについては、地方自治法施行令第143条(歳出の会計年度所属区分)第1項第4号において「補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と定められていることから、当該年度事業に対する補助金についても会計年度独立の原則が適用される。したがって、補助金が翌年度へ繰越され経理されることは、補助事業の適正な執行とは言えないものと解されている。</p> <p>以上の点から、今一度法令、要綱などの解釈等の周知徹底を図るとともに、団体への運営費補助やイベント等への開催費補助については精算行為を義務化するなどの明確なルールを制定し、補助金交付事務の更なる適正化に努めていただきたい。</p> <p>○参考(財政援助団体の繰越金等の取扱い)</p> <p>補助金制度を設ける場合は、当然のことながら、</p>	<p>(財政課)</p> <p>補助金の交付については、北秋田市補助金等交付要綱(以下、「交付要綱」という。)及び各事業における補助金交付要綱(以下、「個別要綱」という。)に基づいて実施されているが、ご指摘の件については、適正ではない執行であると認識している。</p> <p>地方自治法第232条の2において補助金の交付は認められているものの、補助対象や金額の妥当性については各自治体の適切な判断が必要であると認識している。</p> <p>ついでには、交付要綱の一部を見直し、個別要綱の作成及び同要綱における補助の条件や交付・精算に係る手続きなどの明記を義務づけることを検討するとともに、関係法令や交付要綱の理解への周知徹底を図り、補助金交付事務の適正化・透明化に努めてまいりたい。</p> <p>(商工観光課)</p> <p>令和4年10月18日に実施された財政援助団体等監査において指摘を受けた令和3年度日本バター餅協会運営費補助金について、令和5年3月7日に開催した日本バター餅協会臨時総会にて協議を行い、以下のとおり決定した。</p> <p>令和3年度に交付を受けた補助金200,000円に対して、実施した補助対象事業の決算額は、168,808円であり、31,192円が令和4年度へ繰越されたもの。日本バター餅協会運営費補助金交付要綱第3条には「補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する」と定められていることから、本来であれば補助事業の変更があった時点で交付額の変更(清算)を行う必要があったにもかかわらず繰越されたもので、繰越された31,192円について、協会として自主的に返還することを決定した。</p>

<p>何を補助対象経費とするのか、定額で渡しきりとするのか、補助率を設定し運営費に応じて補助金額を算定し交付することとし、実際に要した経費をもとに精算を行い余剰があれば返還させることとするのか、といった点について、当該補助事業の目的や費用対効果の観点から十分検討することが必要です。</p> <p>また、その内容については補助要綱等で明確に規定し、補助対象団体となりうる者に対して十分周知しておくことが必要です。特に補助対象となる経費はどのような範囲か、補助金額の算定はどのような算式で行うのか、補助対象事業終了後の報告や精算の手続はどのような方法で行うのか、という基本的事項については、補助申請の段階から申請者に十分理解してもらったうえで、補助申請を行ってもらい、補助対象事業の終了後、検査や精算の段階になってから認識に齟齬が生じないよう十分留意しておく必要があります。(地方財務実務提要 第5章「支出」第1節「支出の方法」より引用)</p>	
<p>(2) 各種団体の事務について</p> <p>各種団体の事務(事務局)を市が担当することについては、その必要性や団体の育成支援、地域活性化等の観点から否定するものではないが、補助金を交付する市の担当が補助金を受け入れる団体の事務を担当し、更にはそれが長期にわたっている場合が見受けられる。</p> <p>このような状況は、団体の自主性が損なわれるとともに、補助金への依存傾向が解消されず、漫然とした補助金交付事務に繋がる懸念がある。</p> <p>したがって、市は団体との連携を密にし、更には支援を強化するにしても団体の自立化は目指すべきであるし、仮に団体の事務を担当する場合であっても明確なルールを作り、そのルールの下で確実性や透明性の確保に努めていただきたい。</p> <p>なお、各種団体の事務の担当については、平成20年度の定期監査においても指摘されているので参考とされたい。</p>	<p>(財政課)</p> <p>補助金の交付については、地方自治法第232条の2や北秋田市補助金等交付要綱(以下、「交付要綱」という。)及び各事業における補助金交付要綱(以下、「個別要綱」という。)に基づいて実施されている。</p> <p>今後は(1)での対応を踏まえ、補助金交付事務の適正化・透明化に努めてまいりたい。</p> <p>(商工観光課)</p> <p>日本バター餅協会の事務については、日本バター餅協会規約第17条により「本会の事務局は、北秋田市産業部商工観光課に置く」と定められているものの、公平性の確保と団体の自主性を尊重するため、会員自らが協会事務を担当できるよう、規約改正等を含め、総会や役員会において引き続き協議いたします。</p>